第三編　日本国による関税の撤廃及び削減

第A節　日本国の表についての注釈

1　第二・八条の規定の適用に当たっては、第D節の日本国の表に掲げる品目について、表の「区分」の欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　日本国の表に掲げていない品目に分類される原産品の関税に加え、表の「区分」の欄に「A」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日から無税とする。

(b)　表の「区分」の欄に「B３」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、四回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(c)　表の「区分」の欄に「B５」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(d)　表の「区分」の欄に「B５＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の二十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(e)　表の「区分」の欄に「B５＊＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(f)　表の「区分」の欄に「B５＊＊＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、五年目の三月三十一日まで基準税率とし、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(g)　表の「区分」の欄に「B５＊＊＊＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(h)　表の「区分」の欄に「B５＊＊＊＊＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(i)　表の「区分」の欄に「B７」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(j)　表の「区分」の欄に「B７＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの七回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(k)　表の「区分」の欄に「B７＊＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の二十パーセントを削減する。

(ii)　三年目の三月三十一日まで(i)の規定による税率とする。

(iii)　四年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(l)　表の「区分」の欄に「B８」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、九回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(m)　表の「区分」の欄に「B９＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に従価二・二パーセントまで削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの九回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(n)　表の「区分」の欄に「B10」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(o)　表の「区分」の欄に「B10＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる(i)の規定による税率からの十回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(p)　表の「区分」の欄に「B10＊＊」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次のとおりとする。

(i)　この協定の効力発生の日から十年目の三月三十一日までは、次の(A)と(B)との差額とする。

(A)　次の(1)と(2)との合計額

(1)　一キログラムについての課税価格に係数（次の表の3欄に掲げる率に百パーセントを加えた率と同表の2欄に掲げる一キログラムについての額を八百九十七円五十九銭で除して得た値との差をいう。）を乗じて得た一キログラムについての額

(2)　次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	三〇七・八七	四・三
二	二六九・五〇	三・七
三	二三一・一三	三・二
四	一九二・七五	二・七
五	一五四・三八	二・二
六	一二八・六五	一・八
七	一〇二・九一	一・四